



技術者が、大きな工事現場で専任性を求められる技術者になる事は違法です。同じ事を繰り返すと建設業法違反で営業停止処分になりますよ!」と

経審の実態調査で県の調査員が厳しく指摘している声がカラスの衝立を通して隣の席から聞こえてきました。規制緩和のかけ声とは裏腹に国は①元請業者の責任と②技術者の

”年金・医療…いっそう肌寒い秋”、10月からの制度改正に関する新聞の見出しだけです。厚年の保険料が今年も10月納付分からUPし、給与31万円で年間1万3千円の負担増になる点は周知の事ですが

マスコミあまり報じられていないのが健保の被扶養者(扶養家族)の認定基準です。国保と違って健保は扶家の有無にかかわらず保険料は同じ。配偶者であれば国民年金の保険料も免除されるとあって認定を希望する人は沢山い

「許可申請をした営業所に置くべき専任

技術者の重複業法改め更に! 営業停止?未法正厳しく!



扶家の新保険料額3611円! 認定基準人1口額以上はダメ!

資質向上等を柱とする建設業法改正案を国会に提出します。①は現在、発注者の書面による同意があれば認めている一括下請けを分譲マンション等発注者と購入者が違う場合、民間工事でも禁止する

②は現在、大きな公共工事の現場毎に専任配置と資格者証の保有や講習の受講を求める監理技術者を民間工事にも拡大し規制をかける…等です。工事量減少の中で、技術者を確保する事の困難性を国は分っているのかな…?

ます。扶家といつても無収入とは限りません。失業保険の受給者だったり、退職後の傷病手当や出産手当を貰っている人もいます。今月は扶家の認定見直しも行われますが、条件

の一つ=収入については失保の日額が3611円以上は不可との基準が出てきました。根拠を聞くと「要件=年収130万円未満を30日×12月=360日で割った」そうです。月に30日も働く計算です!?

